従業員各位

**新型コロナウイルス感染症に関する当面の対応についてのお願い**

令和　　年　　月　　日

株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役

記

1. **新型コロナウイルス感染症に対する会社の考え**

今回の新型コロナウイルス感染症について、初めての冬の到来を控え、第三波が現実のものとなってきました（現在、大阪府新型コロナ警戒信号は黄色となっていますが、このままでは赤信号となる可能性がある）。

こうした状況を踏まえ、会社は11月●日付けをもって、事業活動の継続と従業員の感染防止を両立させるため、再度、社内緊急対応宣言をします。

皆さまの自覚にかかっている部分も相当に大きく、何卒ご協力のほどよろしくお願いします。

なお以下の措置は、令和3年1月末日までか、または大阪府新型コロナ警戒信号が青色になるまでのいずれか早い時期までの間とします。

1. **会社の感染症対策**

当面、業務を続けていくうえで、会社として以下の対策を行います。

■社内施設の利用に関すること■

➀社内の受付に透明ビニールシートおよびアルコール消毒液の設置

②社内の随所にアルコール消毒液の設置（こまめに手指消毒すること）

③食堂の座席制限（座席を間引き）及び時差利用（第1班〇時から〇時、第2班〇時から〇時）

④喫煙室の利用制限（一度に●人まで）

⑤１時間ごとの室内喚起（または常時2か所以上の窓の開放）

⑥体調管理表の作成

⑦デジタル体温計による検温（３７℃以上の発熱者は入場不可）

⑧通勤及び社内でもマスク着用義務

⑨加湿器の設置

■働き方に関すること■

⑨一部従業員の時差通勤の推進（第1班〇時から〇時、第2班〇時から〇時）

⑩一部従業員のテレワーク勤務の推進

⑪一部従業員のマイカー通勤の許可

⑫一部従業員の１日９時間週休３日制の導入

⑬一部従業員の短時間勤務制度の導入

⑭出張の禁止（新幹線、飛行機を利用する者に限る）

⑮朝礼の中止（文書回覧方式へ変更）

⑯定例会議の中止（または削減・短縮）

⑰休憩時間の交代制（第1班〇時から〇時、第2班〇時から〇時）

■行事、懇親に関すること

⑱忘年会・新年会・歓迎会の中止

⑲懇親会、レクリエーションの中止

■その他■

⑳マスク、消毒剤の備蓄

㉑外勤社員への携帯消毒剤配布（外出先でこまめに手指消毒すること）

㉒随時　注意喚起（社内チャットメール、ポスター）

1. **感染者が発生すると考えられる企業リスク**

感染者が出ると以下のような影響が及びます

➀本人が最低10日から14日間は当該従業員が休業しなければならない

②濃厚接触者に指定された他の従業員もPCR検査で陰性が出るまで出勤できない

③お客様、取引業者にも事実を連絡する必要が生じる

④感染者が出た部署または会社自体が一定期間休業を余儀なくされる可能性がある

⑤残った従業員で職場の消毒作業を行わなければならない

⑥ニュース報道やSNS等で拡散し、風評被害が生じる可能性がある

1. **業務を継続するうえで皆様にお願いしたいこと**

従業員の皆さんに以下の通りお願い致します（要請）。

■出勤に関すること■

➀　咳や発熱、息苦しさ、味覚嗅覚障害、倦怠感などの体調不良の症状が出た場合は、

外出・出社をせず、まず会社に電話連絡の上、自宅で待機をお願いします。また家族

に同様の症状がある場合も、連絡の上、会社の指示を仰いでください。

下記②の症状がある場合（②を参照）　　　　②の症状まではいかない場合

**↓　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓**

②を参照（保健所へ連絡して指示を仰ぐ）　　　　③を参照（かかりつけ医へ）

　②　―１）以下のような場合、直ちに都道府県に設置されている「新型コロナウイルス感染症相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
2. 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
3. 上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が4日以上続く場合。強い症状と思う場合や、解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様

②－２）感染が確認された場合、保健所の指示に従い、自宅待機等の感染防止の措置をお願いします。また、感染が確認された時点で必ず会社に連絡をください。

③　かかりつけ医へ電連絡し、症状を説明してから、医師の指示のもと受診できる場合は

受診して医師の指示に従ってください（決していきなり行かない）。その際、PCR検査

が必要と判断されなかった場合でも、必ず血液検査を受け、ウイルス性、細菌性の感染

による発熱かどうかを検査してもらってください（CRP、白血球、リンパ球によって把

握可能）。

④　本人または家族が濃厚接触者として指定された場合も、直ちに会社へ報告し、出社は

せず、保健所の指示に従うと共に、PCR検査が陰性と判断されるまでは出社をしない

でください。

⑤　家族が感染した場合も直ちに会社へ連絡し、家族の発症日から10日間は自宅待機し

てください。但し保健所の指示によりPCR検査においてが陰性と判断され、出社が認められればこの限りでありません。

■感染時・体調不良時の職場復帰の目安■

⑥　新型コロナウイルスに感染した場合の職場復帰の目安は、（ア）発症後10日経過かつ、

（イ）解熱剤など薬剤を服用しない状態で症状消失後3日を経過していることとします。

⑦濃厚接触者となった場合は、PCR検査で陰性と判断されたときとします。

⑧　風邪症状など体調不良により欠勤して職場復帰する目安は、（ア）発症後４日経過か

つ、（イ）解熱剤など薬剤を服用しない状態で症状消失後3日を経過していることとし

ます（但し会社が認めた場合はこの限りでない）。

⑨　家族に陽性反応者が出た場合は、会社に連絡の上、10日間の経過観察（自宅待機）を

してください。

■日常生活で留意頂きたいこと■

⑩　マスクの着用や手洗い、うがいの徹底等の通常の感染症対策に努めていただくようお願いします。また、事業所内の各所にアルコール消毒液を設置しますので、そちらを利用して随時に殺菌消毒をお願いします。

⑪　濃厚接触機会を減らすため、できるだけ時間をずらす、部屋を分ける、人数を絞るなどの対応をお願いします。

⑫　毎朝の検温、体調の確認を自宅にて行ってください。

⑬　プライベートにおいても集会や人ごみへの外出は最小限にとどめ、必ずマスクをして下さい。特にお酒を伴う飲食は極力控えてください。

⑭　会社、自宅を問わず、外出先から帰った時は、みだりにドアノブやスイッチに接触する前に、出入り口に設置したアルコール消毒剤でまず手指を消毒し、その後手洗いとうがいを必ず行ってください。

⑮　外出先においては、むやみに手指を、目・鼻・口元へもって行かないように意識してください。

⑯　日ごろから規則正しい生活を心がけ、体力の維持向上に努めてください。

⑰　国内外を問わず、旅行されるときは、事前に会社へ相談してください。

■その他■

⑱　その他の新型コロナウイルスに関することについて判断が付かないことは、会社に相談してください。

1. **労働法令上の対応と賃金対応**

➀　今後、業務量の激減、あるいは行政の休業要請等による会社都合の休業を行うことも考えられます。その際は、休業手当として、賃金を日額換算した額の●％を支給する予定です。

②　従業員本人が新型コロナウイルス感染症に感染してしまった場合、感染による休業日は無給の扱いとなりますが、休業4日目以降は健康保険により「傷病手当金」の受給が可能となります。また明らかに業務において陽性者との濃厚接触により感染が判明した場合は労災給付の対象となります。

③　家族で感染者が出た場合、安全配慮義務の観点から、原則的には「出社停止」とします。この場合、会社の命令による休業となるため、休業手当として、賃金を日額換算した額の●％を支給します。また、従業員本人が希望する場合、有給休暇の取得にて対応します。

1. **感染者、その家族への配慮**

➀現状は誰が感染してもおかしくない状況です。きちんと感染対策を取ったうえで、罹患してしまった仲間を咎めるべきではありません。決して差別的な言動を行わないようにしてください。明日は我が身です。

1. **感染防止の４原則**

➀手指消毒、うがい、手洗いの基本動作の徹底

②換気、加湿の励行

③体調の維持管理に努める

④危険に近づかない

1. **行政（帰国者・接触者相談センター）の相談窓口一覧（大阪の場合）**

新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧

(令和2年8月14日現在)

※土日祝日を含め、終日つながります

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| センター名 | 電話番号 | FAX |
| 大阪府池田保健所 大阪府茨木保健所 大阪府守口保健所 大阪府四條畷保健所 大阪府藤井寺保健所 大阪府富田林保健所 大阪府和泉保健所 大阪府岸和田保健所 大阪府泉佐野保健所 | 06-7166-9911 | 06-6944-7579 |
| 大阪市保健所 | 06-6647-0641 | 06-6647-1029 |
| 堺市保健所 | 072-228-0239 | 072-222-9876 |
| 高槻市保健所 | 072-661-9335 | 072-661-1800 |
| 東大阪市保健所 | 072-963-9393 | 072-960-3809 |
| 豊中市保健所 | 06-6151-2603 | 06-6152-7328 |
| 枚方市保健所 | 072-841-1326 | 072-841-5711 |
| 八尾市保健所 | 072-994-0668 | 072-922-4965 |
| 寝屋川市保健所 | 072-829-8455 | 072-838-1152 |
| 吹田市保健所 | 06-7178-1370 | 06-6339-2058 |

以上